

京都市上下水道局告示第54号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の休止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成25年11月21日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 休止届出業者名等

京都市右京区梅津南広町85 ディアステージ803

オフィスTSUJI

辻 貴子

2 休止届出年月日

平成25年10月15日

(上下水道局水道部給水課)